

南詔國に於ける漢文化

藤澤義美

序

唐代今の雲南省地方に勃興して一国を形成し、当時の強国たる唐・吐蕃（チベット）の間にあつて両者の抗争を巧みに利用しつゝその国勢を盛り上げ、遂には唐の領域にしばしば入寇してその対策に苦慮せしめた南詔國とは果して如何なる国家であつたらうか。この課題は久しく東洋史上に於いて疑問視され、大なる関心をもたれながら今尙これに答えるべき論考が極めて少い。勿論、南詔の民族系統や唐との交渉史については幾つかの研究が発表されているけれども、南詔國家そのものの正体を明らかにせんとする論考が従来殆んど見られなかつた事は当方面の研究が如何に立ち遅れているかを物語るものである。

南詔國の正体を明らかにする為には、言うまでもなく政治・社会・経済・文化等々のあらゆる面から総合的に研究を加えて後始めて把握されるものであるが、今南詔國究明への一つとしてその文化面を取り上げてみようと思う。南詔文化の考察に當つては、先づ第一に南詔國の文化程度ないしは開化の状態がどれ程であつたかが関心事である。と言うのは、従来ともすれば南詔をもつて単に山岳地方に於ける一蛮

國と考え、それ故唐末に於けるその國勢伸展に対して殊更に一種奇異の感をいだいて来た観があつたからである。第二には、南詔文化の系統の問題がある。これは南詔民族系統の問題とも密接な関連を有するもので極めて重要なものと言ふべきである。第三は更に広く東南アジアに於ける文化交渉史上からみた南詔文化の史的意義についてである。

南詔國が決して従来予想して来た様な単なる一蛮國でなかつた事は關係史料が物語るところであり、その文化程度は我々の予想以上に高いものがあつたのである。(1) 南詔がその文化を高めたのは、主に外来文化の摂取によるものであつた。而も彼等が最も憧がれその摂取模倣に努めたものは、言うまでもなく当時一大世界帝國として華やかな國際的文化を形成せる唐の文化であつた。然しながら、南詔文化の究明に當つては、一人唐文化の影響のみを重視する事は出来ない。何となれば、南詔國の領域たる今の雲南省地方はその地理的位置の關係からみた場合、漢文化圏とチベット・ビルマ文化圏との接衝地帯に當つて居るのみならず、又南方のシヤン文化圏やモン・クメール文化圏とも關係を有し、更に印度文化の東漸も忘れる事が出来ない。従つて當

該地方は、これら諸種の文化圏の交接・錯綜地帯に當つていたからである。けれどもこれら諸種の文化系統と南詔文化の關係を一挙に究明する事は、現在の東南アジア史研究の進捗状態からみて非常に困難な事である。

それ故本論考は先づ南詔文化究明への一考察として、南詔国に於ける漢文化について考察しようとするものである。隣国として終始和戦常なき交渉を繰り返した唐と南詔は、果して文化的に如何なる關係をもつたものであるうか。即ち後進国たる南詔が漢文化に対して如何なる態度をとつたものか、その摂取・消化の程度はどれ程であつたか、そして漢文化摂取が南詔国の發展に如何なる意義を有するものであつたか等について述べてみたいと思う。これらの点を明らかにする事によつて南詔国の正体及び性格の一面がうかがわれるものと思われる。

註1、南詔國の文化が何の程度のものであつたかについては、他日稿を改めて發表の豫定であるが、その文化が豫想以上に高いものであつた事は、南詔佛教隆盛の一事からも容易に推察する事が出来る。これについては拙稿「南詔國の佛教に就いて」（中山博士古稀祝賀東洋史論集）に發表豫定）を参照されたい。

一 中國古代各王朝の雲南經營と漢文化の波及

第三項に於いて述べる様に、南詔国に於ける漢文化は予想以上に大きなものがあつたが、然らば漢文化はどの様にして南詔に取り入れられたものであろうか。先づこの事から考察を加えなければならぬ。これについては二つの面から考察する事が出来る。一つは南詔自身による漢文化の摂取・消化であり、もう一つは南詔国出現以前に於ける西南諸蛮夷の漢文化摂取である。南詔自身が盛んに漢文化を摂取した事については次項で述べるが、南詔国が相当高度の漢文化を摂取し模倣し得た事については、更に当地方に所在せる所謂西南諸夷の漢文化に対する接觸や摂取についての史的考察を顧みなければならぬ。何故なれば、南詔勃興以前から当地方は中國各王朝と種々の交渉を有したのであり、その永い交渉關係に依つて当地方居住の諸蛮夷間に必ずや漢文化が滲透していたと思われるからである。南詔国なるものは、今の蒙化附近にあつた一部族たる蒙舍詔（南詔）が擡頭して、終に他の諸部族を征服し、大体今の雲南省の大部分を領有するに至つたものであるから、同国出現以前に当地方へ滲透していた漢文化は凡て南詔によつて継承されたのであり、又南詔が一国家を形成するに至つた有力な一原因はこの点に求められるものと考えられる。

西南夷と中原国家との交渉は、史伝には既に戦国時代楚の莊躡に始まるとしているが確かな事は分らない。(1) 次の秦は蜀より五尺道を通じ南夷に吏を置いたと云うが、(2) 之もその真偽の程は明らかでない。現在信じ得る所での、中原国家と西南夷との交渉は前漢の武帝から初まる。武帝の代、西域より帰れる張騫が、蜀・身毒国（インド）

の道を通すべきを建言せるにより、王然于等を遣わして雲南に至らしめ、元封二年（前一〇九）其の地に益州郡を置き、⁽³⁾ ついで後漢の光武帝は建武十八年（後四二）武威將軍劉向を派して西南夷を征討し大勝を得、次代明帝の永平年間には更に西方の哀牢夷を内属せしめて永昌郡を新設した。⁽⁴⁾ 兩漢代約三百年間の統治によつて当然漢文化が西南諸夷間に齎されたであろう事が考えられるが、その具体的な事情はよく分らない。けれども「華陽国志」^{四、南} 中志に

章帝時、蜀郡王阜為益州太守、治化尤異。……中略……始興文學、漸遷其俗。

とあるを始め、同書^三 蜀志に

孝文帝末年、以廬江文翁為蜀守。……中略……翁乃立學、選吏子弟就學。遣雋士張叔等十八人、東詣博士受七經、還以教授。⁽⁵⁾

明章之世、毋斂人尹珍、字道真、以生遐裔、未漸庠序。及遠徙汝南許叔、重受五經、又師事成世叔學圖緯、通三才、還以教授。於是南域始有學焉。珍以經術選用、歷尚書丞郎荆州刺史。⁽⁶⁾

とみえ、又「南詔野史」下にも

漢盛覽、字長、葉榆人。受學司馬相如、著賦心四卷。

とあるをみれば、この当時から既に西南諸夷への漢文化の滲透のあつた事がうかがわれる。蛮夷中には儒學を學ばんとしたものさえあつたのである。

次の三国時代には、彼の諸葛亮の有名な「夏五月渡瀘」の事件があり、西南夷經營はその必要性に迫られて増々實際化するに至つた。即

ち蜀漢劉備の囑望によつて起つた諸葛亮は、中原の魏に對抗せんが為南中(7)の經營を測り、以つて蜀漢に対する後方の兵站地たらしめようとし、当地方に建寧以下の四郡を置いて統治した。⁽⁸⁾ 諸葛亮の南中經營は實に當を得たもので、蛮夷皆喜んで心服したと云うから、⁽⁹⁾ これによる西南諸夷の漢化は更に促進したに相違ない。「華陽国志」^四 中志にみえる

夏五月、亮渡瀘、進征益州。……中略……移南中勁卒青羌万余家於蜀、為五部。所當無前、軍号飛。分其羸弱、配大姓焦璆婁蠻孟暹毛李為部曲、置五部都尉、号五子。故南人言四姓五子也。以夷多剛狼不賓、大姓富豪、乃勸令出金帛、聘策惡夷為家部曲、得多者弃世襲官。於是夷人貪貨物、以漸服屬於漢、成夷漢部曲。亮取其俊傑、建寧襲習朱提孟琰及獲為官属。習官至領軍、琰輔漢將軍、獲御史中丞。出其金銀丹漆耕牛戰馬、給軍國之用、都督常用重人。

なる一文によつて、その經營事情とそれによる南中諸夷漢化の様子がうかがわれるのであるが、「文獻通考」^{三二八、四裔考} 五、充州條に

又有漢蛮者。……中略……衣服与中国略同、能通華言。自云、本諸葛武侯戍兵。

酋自謂太保。……中略……其人椎髻、以白紙繫之。云尚与諸葛武侯制服也。

と云えるを始め、後世永く雲南地方の諸蛮夷間に於いて諸葛亮に関する伝説や遺跡が多く伝えられている事は⁽¹⁰⁾、亮の經營による諸夷の漢化を物語るものである。

けれども亮の南中経営は蜀漢の衰亡と共に間もなく中止され、魏晉南北朝の大動乱期に入つたのである。晋はその当初、漢・蜀漢の後を継いで南中に寧州を置きその経営を続行せんとしたのであるが、同国は内外共に多難であつたから、その経営は余り見るべきものがなかつた様である。然し「華陽国志」^{四、南中志}

自四、姓子弟仕進、必先經都監。王遜為南夷校尉、…中略…遂寧、董敏為秀才。

とあるのや、同書同卷梓柯郡の条に、「頗尚三学書」とあるをみれば、当時の蛮夷中にも漢学を解し、官吏に登用された者のあつた事が知られる。^四 続く南北朝の時代には、南朝の各朝皆当地方までその実勢力を伸ばす余裕なく、「有名無民、曰空荒不立」^四有様で、雲南地方は名目上州郡が置かれてもその実なく、雲南経営の空白時代であつた。

以上述べ来たつた所により、唐以前に於いて既に西南諸夷は幾度か中国各朝と交渉を有し、或いはその支配統治下にあつて漢文化圏に置かれて漢文化に接触したのであつて、特に漢・三国・晋の間に於ける彼等の漢化には相当のみるべきものがあつた事を知り得るのである。民国の雲南史研究家たる夏光南氏によれば、現存せる大鑿碑・小鑿碑・祥光碑・孟考瑠碑等は皆この頃のもので、当時の西南諸夷の漢化を有力に物語るものであると云う事である。^四

中国の分裂を再び統一し、中央集権を実現せる隋は、当然西南夷に對してもその国勢を伸ばさんとし、史萬戈等を派遣してその経営に着

手したが、^四 隋朝の短命により何等みるべきものなしに終つた。然し、その後を受けて空前の大帝国を形成せる唐朝の雲南経営は実に強力なものであつた。この経営の全貌については稿を改めて発表の予定であるからこゝには割愛するが、^五 唐は入印路・交州通路開設と雲南資瀆開発の爲に、初代高祖武徳初年より玄宗の天宝年間南詔が勃興離反して中断するに至るまで約四百年間に亘り雲南経営を強行したのである。その間数多の州を置き、鎮戍を設け城塞を構築し、西南諸蛮夷を殆んど内附せしめて羈縻政策を行つたのである。されば唐朝の雲南経営による西南諸蛮夷への漢文化滲透は相当著しいものがあつた。唐朝の雲南経営は、諸葛亮のそれにもまして強力なものであり而も永年の間行われたのであつて、その羈縻政策と朝貢政策によつて諸部族は各々成都へ或いは京師長安にまで幾度か入朝して居り、又都督府や一時は雲南都護府（保寧都護府）さえも置かれ、^六 刃防軍も駐屯して開發經營を強行したのであるから、当地方居住諸蛮夷の開化特に漢化は一層進められたのである。^四

以上上古より南詔勃興に至る間の中国古代各王朝の雲南経営とそれによる西南夷諸族の漢化の状態を概観して来たのであるが、当地方に關する唐代の諸資料中に、例へば、

松外蛮、…中略…凡数十姓。趙楊李董為貴族。…中略…有城郭文字、頗知陰陽曆數。〔新唐書〕^{二二二下}南蠻傳

松外蛮、…中略…其地有楊李董趙等数十姓。各扼一州、…中略…語雖小訛、其生業風俗大略与中国同、自云本皆華人、〔資治通鑑〕^{一九}

と云い、

西爨者、南寧之渠師。自云、本河東安邑人。七世祖事晉為南寧州太守、屬中国乱、遂王蛮夷。…中略…有爨瓚者、遂扼南寧之地。延袤

二千余里、俗多華人。(「唐会要」八)

とある如く、或いは又

爨人本漢人也。部落在鉄橋北。不知遷徙年月。初襲漢服、後稍參諸戎風俗。迄今但朝霞纏頭、其余無異。(「蛮書」四)

とある様に、西南諸夷漢化を物語る史料が散見する。右の諸史料の如きは、西南諸夷が唐代頃には既に相当の漢文化の影響下にあつた事を明らかに物語るものであつて、漢人の当地方への進出移住をも充分にうかがわせるものがある。勿論一口に西南諸夷と言つても、地域や種族によつてその漢文化の影響には程度の差があつたと思われるが、前掲諸史料から推して、金沙江(揚子江上流)流域附近が比較的漢化の程度が高かつた様で、これは蜀川に近い為でもあるが、又今の雲南省東半部に広がつていた蠻蛮なども早くから漢文化を大分摂取していらしい事がほと認められてゐる。

要するに南詔が勃興する盛唐頃の雲南地方は、決して単に原始的な諸蛮夷のみがこの地方に盤踞してゐたものではなかつた事を知り得たのであるが、この事は南詔国出現の下地となつたものであり、更に当地方に国を成せる南詔が後に一層高度の漢文化を摂取消化する素地ともなつたものと思われるのである。

註1、和田清博士「滇王莊蹻故事」(「羽田博士頌壽記念東洋史論叢」所收)

参照

- 1、「史記」西南夷傳
- 2、「後漢書」西南夷傳
- 3、同右
- 4、「後漢書」西南夷傳
- 5、雋は越雋郡の事、今の四川省西南の西昌(寧遠)の地。「南詔野史」下に依れば、張叔は葉榆人(今の洱海附近)とある。
- 6、毋斂縣は特柯郡中にあり、特柯郡の位置の比定については未だ定説がない様であるが、雲南・貴州・廣西三省境附近であるらしい。
- 7、三國・晋の頃の雲南省地方を南中と呼んだ。
- 8、「三國志・蜀志」五、諸葛亮傳、「華陽國志」四、南七、劉
- 9、「舊唐書」九一、張柬之列傳
- 10、雲南地方に於ける諸葛亮の傳説は、非常に多く、雲南關係史書によく散見する。例へば、「蠻書」「南詔野史」等々。龍雲氏の「雲南邊地問題研究」によれば、現今に至るまで蠻夷間の孔明に對する崇敬の念は、可成り深いものがあると云う。
- 11、夏光南もその著「雲南文化史」に於いて、晋代南中蠻夷より仕進する者の多かつた點を強調している。
- 12、「南齊書」一五、州郡志
- 13、夏光南著「雲南文化史」及び「元代史地叢考」
- 14、「新唐書」二二二下、「隋書」五三、史南蠻傳 萬才傳
- 15、拙稿「唐朝雲南經營の一考察―特に保寧都護府の設置について―」(史

潮四四）參照

16、同右拙稿參照

17、唐朝の雲南經營による當地方の開發開化については、他日拙稿を發表の豫定につきこゝには割愛する。

二 南詔國の漢文化攝取

唐の玄宗代、急激に勃興して来た南詔は、今の蒙化附近にあつた蒙舍詔なる一部族であつて、代を追つて次第に勢力を伸長し、ついに今の雲南省の大部分の外、蜀川の西南部や交州及び緬國（ビルマ）にも勢力を伸ばし、今の大理附近に首都を構え、官制をしき一國を形成した。従つて南詔文化形成の素地として、前項に指適せる當地方居住の諸蛮夷間に滲透せる漢文化が重要な役割をなしたであろう事は想像に難くない。南詔がかゝる地方に於いて、よく一國を為すまでに成長したのも、又同國が其の後増々發展して唐・吐蕃等と比肩する程になつたのも、先進文化たる漢文化が既に早くより當地方に派及し、諸蛮夷をある程度開化へと向わしめて居つたからであると考えられる。即ち南詔は、當地方既存の漢文化の継承者であつたとみる事が出来る。

然し、南詔文化に於ける漢文化の色彩が強いのは、単にかゝる継承者の故だけではなかつた。南詔は未だ一部族としてその実力を養つていた頃より一國形成後に至るまで、一貫して中華に憧れその文化の攝取に努めたのである。即ち先づ唐朝高宗代、既に南詔第一代の細奴羅が唐朝の羈縻政策に依りて遣使朝貢し、次代羅盛炎も武后の時自ら入

朝し、第三代盛羅皮は特進を授けられて台登郡王に封ぜられ、第四代の皮羅閣は唐に從つて西洱河蛮を破り、その功を以つて玄宗より雲南王に封ぜられ名を帰義と賜わつた。(1)蒙舍詔（南詔）が他の西南諸夷に比し比較的遠方にありながら、然も率先して早くより唐に内属し、数代の間唐朝と親善關係を結びつゝ勢力拡大を測つた事は特に留意すべき所であつて、斯様に彼等が早くより唐朝になじみ、且つ漢文化を吸収した事は、後に南詔をして強大ならしめた有力な一因と思われ、又彼等は唐初頃決して単なる野蛮の域にあつたのでなく、既に相當漢文化になじめる部族であつたと思われる。

第五代目の閣羅鳳は、玄宗の天宝九載（七五〇）雲南太守張虔陀事件を契機として翻然唐朝に叛旗をひるがえし、數次に亘る唐の討伐軍を撃退し、吐蕃に組したのであるが、(2)これは自己勢力擴張の爲に、唐朝雲南經營の弛緩腐敗と吐蕃の圧力等に対する機宜を得た処置であつて、必ずしも非化華的であつたとは言えない。彼も又中国文化を尊重し、これを撰取する事によつて自國をより一層發展せしめ様としていた事は、彼が漢人たる鄭回を重用した事や、回に撰せしめたと伝えられる「南詔德化碑文」(3)の文意にもよく表はれている。鄭回重用については「新唐書」二二二上南蠻傳二に、

故西瀘令鄭回者唐官也。往嵩州破、為所虜。閣羅鳳重其惇儒、号蛮利、俾教子弟。

とみえ、鄭回が儒學によく通ぜざるをもつて南詔王室の子弟に教えしめたと云う事は、彼が漢文化を尊重し撰取せんとしていた事を如実に物

語るものである。南詔は恐らく回のみならず漢人を利用していたと思われるのであるが、南詔の国勢伸長の蔭にかゝる漢人の協力があつた事は注目すべき所ある。

次の第六代王異牟尋は、南詔歴代中の名君であり、特に華化的な王であつた。彼も又鄭回を寵愛し、幼より回の教育を受け、即位するや回を最も重用し、その建言を多く受け入れた。この事は「資治通鑑」二二二 德宗條に

初雲南王閣羅鳳陷雋、獲西瀘令鄭回。回、相州人、通經術。閣羅鳳愛重之、其子鳳迦異、及孫異牟尋、曾孫尋夢湊、皆師事之。每授學、回得捷之。及異牟尋為王、以回為清平官。清平官者宰相也。凡有六人。而國事專決於回、五人者事回甚卑謹、有過則回撻之。

とあつて、その事情をよく知る事が出来る。回を南詔の最高官たる清平官に任用した事は、南詔が漢文化を如何に尊重し活用せんとしていたかを充分に物語るもので、南詔の国家体制及び諸制度がほゞこの頃に成つたらしい点から推して、これが立案に恐らく鄭回の力があつた事が想像されるのであり、それ故に又後述せる如く、南詔国家の諸制度は多分に唐のそれを模倣している事もうなづかれるのである。回は更に異牟尋に対し、吐蕃の下を去つて再び帰唐すべきを力説し、時たまたま唐朝側にあつても劍南節度使韋皋の対南詔懷柔政策を推進して来た事と相俟つて唐と盟約を結ばしめ、再び唐、南詔の親善關係を實現せしめた。(4)

丁度この頃劍南節度使の任に着いた韋皋の対南詔懷柔政策は、漢文

化を撰取せんとする南詔側に好機を与えた。この間に南詔が最も多く漢文化を吸収した事は、例へば「新唐書」二二二上 南蠻傳に

貞元十五年、異牟尋：中略：又請 以大臣子弟質于皋。皋辭。固請。乃尺舍成都、咸遣就學。

と云い、この事について更に「資治通鑑」二四 にも

初韋皋在西川、：中略：又選群蠻子弟、聚之成都、教以書數、欲以慰悅羈縻之。業成則去、復以它子弟繼之、如是五十年。群蠻子弟學於成都、殆以千數、軍府贖贖於稟給。又蠻使入貢、利於賜与、所從伴人浸多。杜悰為西川節度使、奏請節減其數。詔從之。南詔、豐、祐怒其賀冬使者、留表付萬州而還、又索習學子弟、移牒不遂。

とあつて、その一面をよく窺う事が出来る。即ちこの間に南詔は子弟を成都に派して留學せしめ、これが五十年間も続いたと云う。従つてこの頃に於ける南詔の漢文化吸収は誠に想像以上のものがあつたと思われ、南詔の貴族階級中には恐らく漢字をよみ儒學を解する者も幾人かあつたに相違ない。南詔國に於ける仏教がこの頃より盛んとなり、第十代豊祐以後再び唐朝に入寇を始める程国力が充實して来た事は、この頃に於ける漢文化撰取の一つの現われとみる事も出来ると思う。特に右の史料から、南詔子弟の成都留學を南詔王自身が如何に重視していたかも知る事が出来るが、又南詔は學問のみならず、この頃唐より武器についても學びとつたらしい。これについて同書二五 に

初韋皋、招南詔以破吐蕃。既而蠻(南詔)訴以無甲弩。皋使匠教之。數歲、蠻中甲弩皆精利。

とあつて、唐末南詔が唐の辺患をなす基となつたのである。

南詔は唐末頃には全く一独立国の梯を成し、唐朝の衰弱に乗じて屢々蜀川及び南の方交州に侵寇し、特に蜀川に対しては何回となく侵入して成都府城の攻略をねらつたのであるが、これら入寇の一動機として、恐らく南詔は蜀川特に成都府より種々の文化財を略取せんとしていたものと思われる。「新唐書」二二二中南蠻傳に

（大和三年）嗟鎮乃悉衆掩叩戎馮三州陷之、入成都、止西郛十日。

…中略…將還乃掠子女工技數万…中略…南詔自是工文織与中國埒と云い、又「南詔野史」上に

咸通三年、（世）隆親寇蜀、取萬壽寺石仏帰。

とある如きは、右の推察を裏付けるに充分であるかと思ふ。尙十代豊祐は「慕中國、不肯連父名」ともあるから、(5)その華化的面がよく知られる。唐末中和三年（八八三）には、南詔の數度に亘る強要により、唐朝は終にその宗女を安化長公主として南詔國に送つた。(6)この事が更に南詔王室に対し漢文化をもたらしめる事になつたのは言うまでもない。

以上により、南詔歴代が殆んど唐の文化に憧れ、それが撰取に努めていた事、そして彼等の漢文化撰取が予想以上に大きなものであつた事を知り得たと思ふ。

註1、「新唐書」二二二上南蠻傳

2、同右

3、「金石萃編」一六所收

4、拙稿「劍南節度使韋臯の南詔對策—唐・南詔交渉史研究—」（東北史學會編 歴史三所收）參照

5、「新唐書」二二二中南蠻傳

6、「資治通鑑」二五、尙其の後、南漢からも増城公主を迎えた。

三 南詔國に於ける漢文化

一と二に前述せる所により、南詔國に相當の漢文化が取り入れられて居つた事が明らかとなつたのであるが、然らば、南詔は如何に撰取る漢文化を利用し、消化してしたのであるか。そして又漢文化が南詔文化に於いて如何なる役割を担つたものであろうか。綜じて南詔國家は唐文化に何の程度の影響を受けたものであつたか。これらの観点から左に順を追うて類別に考察してみようと思ふ。

先づ學問關係からみるに、儒學が南詔に入つていた事は、既に二の項に於いて述べた所である。即ち儒學に通ぜる漢人鄭回が、南詔王閣羅鳳や異牟尋に重用され、王室の子弟を教育し、又韋臯の對南政策によつて南詔の子弟多數が五十年間に亘り成都に留學した点からみても、南詔王室を始め貴族階級間には相當儒學を知るものが居つたに相違なく、漢字をも或る程度諳解し得たと思われる。幼少より鄭回の教育を受けた異牟尋の如きは、「新唐書」二二二上南蠻傳に「有智數、…略々知書」と云い、中華に模して五嶽を定め、又金沙江等四大川に各々神祠を建てて四瀆となし、三皇の廟をも建てたと伝えられているが、

(1)これは鄭回による漢化を物語るものであろう。その他、三代の盛羅皮は、晋の右軍將軍王羲之を以つて聖人となし立廟して祀り、末帝の舜化貞代には五学教主をたてた(2)と云われる。(3)

南詔固有の文字の有無については、殆んどその手懸りが求められない。曾つて仏人ペリオ氏は、蒲甘地方から出た十一世紀彫刻の石幢に一種の未知な文字(印度字母に似ている)あるをもつて、「之が或いは南詔文字ではないか」と云い、(4)又夏光南氏は、「白古通」なる現存の書は梵文にて記されていると述べているけれども、(5)南詔の支配民族の系統が未解決の今日ではその当否を決めるまでに至っていない。然しながら、南詔時代の碑文や鐘銘及び遺跡が幾つか現存しているのに、南詔固有文字らしいものが未だ一字も発見されぬと云う事は、或いはそれが無かつた事の消極的証拠になりはしないだろうか。

何れここで問題とするものは南詔が漢字を使用したかどうかと云う事である。漢字に通ずる者が少くなかつたらう事は前述したが、南詔国が公用にも漢字を使用していたのではないかを思わしめる幾つかの例証が挙げられる。例へば現存せる「南詔徳化碑文」を始め、大理崇聖寺の鐘銘や(6)塔の款識(7)及び「河東刺史王仁求碑」(8)等は皆漢字で書かれて居り又唐朝への使者は書状をもたらした如くである(9)からである。曾つて英人ハアヴィ氏が「南詔は文字を用いる限り支那文字を用いた云々」と指摘せる事は(10)正しい見解と言ふべきである。

南詔が儒学及び漢字に通曉していたのみならず、漢詩を作る者も少くなかつた様である。こゝにその一二の例を挙げてみるならば、「北

夢瑣言」一に唐の僖宗代入唐せる南詔の重臣楊奇鯤の途中詩として

風裏浪花吹又白、雨中嵐色洗還青、

江鷗聚処窓前見、林狖啼時枕上聽。(11)

と云うのがみえ、蜀の何光遠撰する所の「零誠録」六には、同じ頃入唐せし南詔の布燮段義宗の七言絶句が四首・五言絶句が一首のついでにその一首に「思郷」と題し

虜北行人絶、雲南信未還。庭前花不掃、門外柳誰攀、

坐久消銀燭、愁多減玉顏、懸心秋夜月、萬里照闌山。(12)

とある。又「古今圖書集成」職方に引用せる「玉溪編事」震且の条に

「南詔は十二月十六日を以つて星回節といい、避風台に遊び、清平官に命じて詩を賦し、驃信(南詔の王の事)の詩に曰く」として五言絶句一首。

避風善闌台、極目見藤越、悲哉古与今、依然烟与月、

自我居震且、翮衛類夔契、伊昔今皇運、艱難仰忠烈、

不覺歳云暮、感極星回節、元昶同一心、子孫堪貽厥。

と云うのがみえて居り、更に「続文獻通考」にも二三の七言絶句が収録されている。これらの漢詩をみるに、南詔の王室及び貴族階級間に於ける漢文化の消化は相当なものであつた事が知られる。

次に南詔国の漢文化撰取として特に著しいものにシナ仏教の流盛が挙げられる。仏教自身は勿論印度文化であるが、南詔に流通せる仏教が唐仏教の影響であつた事からみて、これを漢文化とみなす事が出来ると思う。南詔が大の仏教王国であり、出家や建寺・造仏も盛んに行

われ、それが貴族仏教であり、多分に北方大乘系のシナ仏教（唐代の仏教）の色彩が認められ、建寺造仏に漢人が使用され、唐僧の入国布教した者が少くなかつた事も知られる。南詔国の仏教については、近く拙稿を発表の予定であるから、⁽³⁾こゝに詳述する事を避けるが、南詔が渤海・新羅・日本と等しく唐文化影響の一つとして唐の仏教が盛行した事は興味深い処である。

ついでに道教について附言するに、中国三教中の儒・仏二教が相当程度に入つていた事が明らかに認められるにかかわらず、道教が入つていた事を物語る史料は極めて少い。但し「南詔野史」上豊佑の条に「大和二年、用銀五千、鑄仏一堂、廢道教」とみえ、「南詔徳化碑文」中に「闡三教、賓四門陰陽序、云々」とあるよりすれば、道教も入つていたのではないかとも疑われるが、これ以上の事は分らない。

儒・仏二教について、漢文化の色彩を強く認め得るものに諸制度が挙げられる。南詔の官制等については「新唐書」^{二二二上}に相当詳細な記事があつて、他の外国伝に比すれば、誠に珍らしく又貴重な史料であるが、この一文を一見すれば、誰しもその整然たる組織とそれが唐朝の官制に酷似している事に気づくのであつて、この点については既に太田保一郎氏もすでに指摘している所である。⁽⁴⁾こゝにこれらの官制について詳細に述べる事は割愛するが、例えば、中央官制に於いては唐の宰相に当るものに清平官（六人）があつて国事を決し、その下に酋望等の文官と唐の大將軍に相当する大軍將があつて国事を補佐

し、又九つの爽と云う省と同じ官庁があり、督爽が三省を総べ、その外に託と云う三つの独立官衛がある。又羽儀と云う侍従武官があり、軍人にも六曹長等があり、国民皆兵であつた。地方制度に於いても、百家・千家・万家を単位とし、それぞれに總佐・治人官陶及び都督を置き、又弄棟以下の六節度と会川等二都督あり、全国を十贖に分つた。贖は州に当るものである。田制に於いても「蛮書」九に

上官授与四十雙、漢二頃也。上戸三十雙、漢一頃五十畝。中戸下戸各有差降。

とあり、更に同書五に「清平官已下官給三分田」とあるから、⁽⁵⁾唐の均田制を模倣していたのではないかと思われ、税制も同書七に

収刈已畢、官蚤挽個人家口數目支給禾稻、其余悉輸官。

とみえ、中央官庁中には賦税を掌る勅齊と云う役所があつたのであるから、均制度化されて居つたと思われる。⁽⁶⁾

これらの諸官制、諸制度は恐らく南詔第五代閣羅鳳と次代異牟尋の間に整えられたものらしく、「南詔徳化碑文」（彼の鄭回の撰にして閣羅鳳代のもの）中に

我王、…中略…然後修文習武、官設百司、列尊叙卑位分九等、云々とあり、「南詔野史」上異牟尋の条に「貞元二年、設官、立三九爽三託、云々」とみえるから、これら諸制度の設置には鄭回等漢人が相当地に参画したものと思われる。従つて南詔の諸制度は非常に唐のそれに模する処が多かつた訳である。官制と關聯して尙明らかに唐の模倣とみなされるものに、王が皇帝を称し、建極と建元し、国を大礼と号

した如き、①又都城を中都・上都と称し、②更に酋龍（一名世隆十代王）卒して景莊皇帝の諡号をおくつたりした事⁽²¹⁾等が挙げられる。

其の他の生活・風俗等広義の文化一般に於いてどれ程漢文化の影響があつたものか詳しく知るを得ないが、断片的ながらも例へば、「蠶書」六に、「城池郭邑皆如漢制」といふ、同書七に「蠶官煮之、如漢法也。蠶法煮塩、咸有法令」とあつて、吐蕃が尙原始的方法で採塩しているのに比し、その方法制度が漢と等しい事をのべ、更に同書八に、「其蠶丈夫一切披氍毹、其余衣服略与漢同、唯頭囊特異耳」「凡人家所居、皆依傍四山、上棟下宇悉与漢同、惟東西南北不取周正耳」及び「改年即用建寅之月、其余節日蠶与漢同、唯不知有寒食清明耳」とあるをみれば、一般生活・風俗にも漢文化の滲透がうかがわれ、前述の如く豊祐の代、成都に入寇して子女工技数万及び珍貨を掠し帰り、「南詔自是工文織与中国埒」とある⁽²²⁾事を併せ考えれば、南詔はその文物に於いても大分唐の進んだ文化を吸収していた事が窺われる。

註1、「蠶書」一〇、「南詔野史」上

2、「南詔野史」上

3、又孔子廟をたてたとも云われる。（夏光南著「雲南文化史」、徐松石著

「南支那民族史」第四二章二）

4、「交廣印度兩道考」上、三

南詔國に於ける漢文化（藤澤）

5、「元代雲南史地叢考」三、「雲南通志稿」藝文志

6、「金石萃編」一六 所收

7、「雲南通志稿」九、山縣初男著「秘囃雲南」四三頁

8、夏光南著「雲南文化史」、「雲南通志稿」藝文志、金石

9、關係史料に「牒」を送つた事が見え（「資治通鑑」九二四等）、「五代會

要」三に「蠻俘轉牒、其紙硬如皮」とある。

10、ハーヴェイ著・五十嵐智昭譯「ビルマ史」一七頁

11、「叢書集成」本による。

12、同右

13、拙稿「南詔國の佛教に就いて」（前掲論文集に發表豫定）

14、太田保一郎「南詔王國の制度と唐との關係」（國學院雜誌八ノ七）

15、「蠶書」九には「理人官」とある。

16、南詔の田制については「新唐書」南蠻傳 二二二上にも同様の記事あり。

17、「新唐書」南蠻傳 二二二上

18、但し役や賦は唐の模倣でなかつた様である。「蠶書」七及九参照

19、「資治通鑑」二四に十代酋龍の事としてのべている。

20、「南詔野史」上

21、「資治通鑑」三五

22、同右書 二四にもこの事に關し詳細の記事がある。

結 び

以上述べて来た所により、南詔國に於いて漢文化が如何に摂取され、そして消化されて居つたかと云う事、及び何故に南詔文化に於い

て斯様に漢文化の色彩が濃厚であつたかと云う事が明らかになつたと
 思う。南詔は決して從來予想された程の野蛮国ではなく、その国家の
 諸制度を始め仏教文化や其の他の文物も大分進んでいた様であるが、
 綜じてその諸制度文物には漢文化の色彩が強く認められ、唐文化の影
 響が強かつた事を如実に物語っている。南詔が建国するに至つたの
 も、又それが発展の一路をたどり隆盛におもむいたのも、恐らく唐の
 南隣に位置し唐文化の影響を強く受けた結果に外ならない。この事は
 他の唐を周くる吐蕃・西夏・回紇・渤海・新羅・日本の場合と同様で
 あつた。以つて當時に於ける唐文化の偉大さを知ると共に、その東洋
 文化史上に於ける意義の大いさを改めて痛感する次第である。南詔は
 文化的にみれば一種の唐の衛星国とも言うべき存在であつて、同国の
 文化を皮相的な面からみれば漢文化圏の中にあつたものと言ふ事も出
 来る。

勿論南詔はその位置の関係から、チベットやビルマ・インド及びシ
 ヤン等の文化的要素もあつたに相違ない。然しながら、当時唐文化を
 除いて他にこれ程彼等が憧れをいだき摂取せんとする様な高度の文化
 があつたであらうか。吐蕃の如きも唐文化摂取に努めたものであり、
 南詔に比しきとしてより高度の文化があつたものとは考えられない。南
 詔はその圧力の為保身上止むを得ず数度その下に属したが、吐蕃より
 文化を摂取したらしい形跡は余り認められない。又南詔は西隣のビル
 マ地方とも密接な関係を有し、「新唐書」二二二下 南蠻傳 によれば驃国の民
 三千人を栢東に移し、又常に之を羈制したのであるが、仏教の如きは

反つて蒲甘王朝のアノータ王が南詔仏教に憧れた程であつたから
 （ハアヴィ「ビルマ史」五十嵐訳三二頁）右の推測は必ずしも不当で
 はあるまい。

而して南詔に於ける漢文化は先づ南詔王室及びそれを取りまく貴族
 の間に多く取り入れられていたものであり、一般国民生活に何の程度
 滲透していたかはよく知るを得ない。古代専制王国たる南詔にあつて
 は、漢文化の如き高度の外来文化は恐らく王室貴族間には多分に受け
 入れられて居つたにせよ、下層の被支配諸種族間にはそれ程滲透しな
 かつたのかも知れない。要するに南詔に於ける漢文化は、その王室を
 頂点とする上層支配階層に強く認められる模倣の姿であつて、結局南
 詔文化の一皮相面にすぎないのかも知れない。

（一九五二・一・二〇改稿）